

平成24年12月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ネ)第1688号 損害賠償等請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成22年(ワ)第35191号)

口頭弁論終結日 平成24年11月14日

判 決

東京都千代田区紀尾井町3-23

控訴人兼被控訴人(以下「一審被告」という。)

株式会社文藝春秋

代表者代表取締役 平 尾 隆 弘

訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

藤 原 家 康

佐賀県唐津市熊原町3147-2

被控訴人兼控訴人(以下「一審原告」という。)

平 林 素 子

訴訟代理人弁護士 秋 山 亘

主 文

1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のように変更する。

(1) 一審被告は、一審原告に対し、110万円及びうち55万円に対する平成19年9月27日から、うち55万円に対する平成20年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審原告のその余の請求を棄却する。

2 一審被告の控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を一審被告の負担とし、その余を一審原告の負

担とする。

4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分について、一審原告の請求を棄却する。

2 一審原告

原判決を次のように変更する。

(1) 一審被告は、一審原告に対し、1320万円及びうち660万円に対する平成19年9月27日から、うち660万円に対する平成20年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 一審被告は、一審被告の発行する週刊誌「週刊文春」誌上に、判決確定後10日以内に、原判決別紙1及び同別紙2の謝罪訂正記事をそれぞれ1回掲載せよ。

第2 事案の概要

1 次のように補正し、2に当事者の当審における主張を加えるほかは、原判決の事実及び理由の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、略称は、原則として、原判決のそれによる。

(1) 原判決2頁9行目の次に行を改めて次のように加える。

「原審は、一審原告の請求を一部認容した。これに対し、一審原告及び一審被告がそれぞれ控訴した。なお、一審原告は、当審において、名誉毀損の対象として、本件記事1及び2のほかに、本件記事2の広告も加えている。」

(2) 原判決7頁14行目の次に行を改めて次のように加える。

「一審原告が、山崎に保利耕輔（以下「保利」という。）の引退を提言した理由は、単なる年齢だけではなく、自民党公認の妥当性に関わる政治上の理由による

ところが大きかった。本件記事2①は、山崎と保利が同じ年齢であるにもかかわらず、保利の年齢だけを理由にして保利の引退を山崎に提言したという虚偽の事実を摘示することによって、一審原告が山崎に対して、年齢差別を行う軽薄で無思慮な依頼をするような人物であって、山崎のことも考えていない人物という印象を与えている記事であるから、一審原告の社会的評価を低下させる。」

(3) 原判決13頁7行目の「伊吹に係る発言について」を次のように改める。

「ポイントは、一審原告が伊吹の説明に対し説明を付け加えたという点にあるのではなく、一審原告が大先輩議員の伊吹の面前で「伊吹先生の説明では分かりにくい」という発言をしたという点にあり」

(4) 原判決13頁16行目の「政治家」の次に「及び公認会計士・税理士」を加える。

(5) 原判決13頁22行目の「そして、」の次に次のように加える。

「インターネットで「広津素子」という名前を検索すると、本件記事を引用した虚偽ばかりの誹謗中傷が高順位で表示されており、一審原告の社会的評価を落とし、一審原告を悩ませているから、」

2 当事者の当審における主張

(一審被告の当審における主張)

(1) 本件記事1の真実性ないし相当性について

ア 藤吉は、平成19年9月17日に、議員会館で自民党の新人議員に1時間にわたって取材を行った。この議員は83会に所属する自民党議員で、国会内で秘書職を長く経験していたため、自民党のことについては詳しく知っていた。同議員からは、山崎拓議員の総裁選出馬に対する一審原告の発言、一審原告が武部幹事長から「国対委員は党本部に来て部会に顔を出すように。弁当が出る。」と言われたことから、自民党国対副委員長の弁当を食べてしまったこと、日本遺族会の人たちに、「遺族って何の遺族ですか」と発言したことなどを聽いた。

イ 藤吉は、平成19年9月21日に、九州出身の新人議員に、議員会館で1時

間ほど取材した。この議員からは、山崎派総会で一審原告が、山崎の総裁選出馬はよくないと述べた話や、伊吹が自民党税制調査会で話した後、一審原告が伊吹先生の話は分かりにくいので自分が説明すると述べた話などを聴いた。

ウ 藤吉は、その後、山崎派の議員のリストを作成して、これらの議員に電話で取材を行った。

エ 藤吉は、平成19年9月23日、一審原告に対し、それまでの取材によって確認した事項を記載し、これらが事実であるかを尋ねる書面を送付し、取材を申し入れた。これに対し、一審原告は、質問された事項の横に、「全部、全くのウソです。広津素子」と書き込んで、全てが事実でないとするにとどまった。

オ 藤吉は、平成19年9月24日、佐賀県の議員秘書に電話による取材を行った。また、藤吉は、九州の別の議員にも電話で取材を行った。最後に、藤吉は、一審原告に非常に近い人物に取材し、それまでの取材で得ていた内容について確認してもらった。

カ 藤吉は、一審原告のホームページの内容は確認している。

(2) 本件記事2の真実性ないし相当性について

ア 赤石は、主として5人に取材した。一人は佐賀県を地盤とする国会議員の秘書であり、同人からは、一審原告の地元での評判を聞いたほか、安倍・福田内閣時代に、大臣になりたいとか、政務官に入れろという電話をしたとの話を聴いた。また、一審原告の地元事務所の関係者にも取材をした。この関係者からは、一審原告が新人の秘書に「明日から佐賀に入って後援会を作りなさい」と指示したことや、2007年の参議院議員選挙のときに一審原告が自分のリーフレットを配ろうとして地元の自民党県連に断られ、これに対して一審原告が女性蔑視だと言い立てて大騒ぎになったことなどを聴いた。

赤石は、また、山崎派に属する3人の現職国会議員からも話を聞いている。このうち一人には直接、面談して取材し、他の2人には電話での取材である。これらの議員からは、一審原告が山崎に、高齢を理由に山崎から保利に引退を勧めてほしい

と提言し、山崎がそれなら俺にも引退しろということかと怒ったという話や山崎派の野田が新人議員を集めて食事会を開いた際、地方経済が疲弊していると述べたところ、一審原告が先生(野田)は、古いタイプの政治家である旨を指摘した話などを聞いた。なお、野田が開いた食事会には、赤石が取材した3人の議員のうち、一人が出席していて、野田と一審原告の発言を実際に聞いていたため、赤石記者は、一審原告の発言があった際の、その場の雰囲気も確認することができた。

イ 赤石は、平成20年1月15日未明、一審原告に対し、それまでの取材によって確認した事項を記載し、これらが事実であるかを尋ね、取材を申し入れた。これに対し、一審原告は、質問された事項の横に「これは、すべて嘘です。どこから聞いたのですか？ 広津素子」と書き込んで、全てが事実でないとするにとどめた。

ウ 赤石は、一審原告のホームページの内容は確認している。

(一審原告の当審における主張)

(1) 広告文による不法行為

ア 一審被告は、① 本件雑誌2の広告として、平成20年1月17日ころから4日間にわたり、日本国内における地下鉄、JR、私鉄の電車内において、「派閥のドン 山拓に『引退勧告』しちゃった広津素子センセイ」(以下「本件広告文」という。)との記載を含む広告文を掲載し、②また、本件雑誌2の広告として、本件雑誌2の発売日である平成20年1月17日に読売新聞(購読者数：全国1002万部、一審原告地元有権者である九州69万部)、朝日新聞(購読者数：全国790万部、一審原告地元有権者である九州60万部)、毎日新聞(購読者数：全国350万部、一審原告地元有権者である九州47万部)、日経新聞(購読者数：全国301万部、一審原告地元有権者である九州17万部)、産経新聞(購読者数：全国161万部)、東京新聞(購読者数：全国54万部)などの各全国紙の新聞広告欄において、同じく、同月19日に、西日本新聞(購読者数：79万部)、熊本日日新聞(購読者数：33万部)、南日本新聞(購読者数：35万部)などの一審原告の地元九州

の地方紙の新聞広告欄において、少なくとも1回以上、本件広告文を含む広告文を掲載した。このうち、一審原告の地元である九州や佐賀県における広告は、一審原告に対し、特に大きな損害を与えた。

イ 本件広告文は、一審原告が派閥のボスである山崎に対し「引退勧告」をしたという事実を摘示するものであり、一般読者に対して、一審原告が政治家として非常識な言動を取っているとの印象を与え、あるいは、一審原告は、その所属する派閥のボスと険悪な関係にあるとの印象を与えるものであるから、政治家としての一審原告に対する重大なマイナス評価を与えるものである。本件広告文は、本件記事2①とは異なり、「一審原告が引退するよういったのは保利氏である」などの文章が同じ広告の中には全く存在せず、それ自体完結した文である。電車中つり広告及び新聞広告等で本件広告文を読んだ者が必ず本件記事2が掲載されている週刊誌を購入した上で、本件記事2本文を読むとも全くいえない。

ウ したがって、本件広告文は一審原告の社会的評価を低下させる記事であるから、一審被告は、本件広告文を掲載したことに対して不法行為責任を負う。

(2) 損害額の評価

損害額の評価においては、本件記事2の広告文は、普段、一審被告の週刊誌を購入しないような層に対しても目に入る文章であるから、その影響は極めて広範囲にわたることが考慮されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件記事1による社会的評価の低下ないし侮辱について

(1) 本件記事1の読み方

原判決の事実及び理由の第3の1(1)のとおりであるので、これを引用する。

(2) 本件記事1による一審原告の社会的評価の低下

ア 本件記事1①～④、⑥

当裁判所も、上記記事が一審原告の社会的評価を低下させるものと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の1(2)（才を除く。）に記載のとおりであ

るから、これを引用する。

イ 本件記事1⑤

当裁判所は、上記記事も一審原告の社会的評価を低下させるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

本件記事1⑤中の一審原告が述べたとされる「皆さん農業をやめて転職したらいいと思います」との発言については、それがいかなる考え方の基になされたものであるかをうかがい知ることはできない。しかし、本件記事1は、一審原告を、「奇人変人」、「ミセス空気が読めない女」及び「エキセントリック」と評価している。そうすると、農政の会合における農家による説明は、農家の立場からの問題点の指摘等であると推認できるところ、そのような説明の後で、一審原告が「皆さん、農業を辞めて転職したらいいと思います」と「総括(?)した。」と記述する記事は、一審原告が、農政に関して真剣に考えない政治家であり、また、場にそぐわない非常識かつ安易な発言をする人物であるという印象を与えるものであるから、一審原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

(3) 本件記事1における侮辱的表現について

当裁判所も、本件記事1は一審原告に対する侮辱に当たるものと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の1(3)のとおりであるので、これを引用する。

2 本件記事2による社会的評価の低下ないし侮辱について

(1) 本件記事2の読み方

原判決の事実及び理由の第3の2(1)のとおりであるので、これを引用する。

(2) 本件記事2による一審原告の社会的評価の低下

ア 本件記事2①ないし④

当裁判所も、本件記事2①は、一審原告の社会的評価を低下させるものではないが侮辱に当たり、本件記事2②ないし④は一審原告の社会的評価を低下させるものと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の2(2)（オを除く）に記載のとおりであるので、これを引用する。

(ア) 原判決17頁26行目の「保利耕輔（以下「保利」という。）」を「保利」に改める。

(イ) 原判決18頁12行目の次に行を改めて次のように加える。

「一審原告は、本件記事2①は、山崎と保利が同じ年齢であるにもかかわらず、保利の年齢だけを理由にして保利の引退を山崎に提言したという虚偽の事実を摘示することによって、一審原告が山崎に対して年齢差別を行う軽薄で無思慮な依頼をするような人物という印象を与えると主張する。しかし、この記事に一審原告が保利の引退を提言した年齢以外の理由の記載がないことが、直ちに、一審原告が年齢差別を行う人物という印象を与えるとは言い難いから、一審原告の主張は採用することができない。」

イ 本件記事2⑤

当裁判所は、上記記事も一審原告の社会的評価を低下させるものと判断する。その理由は次のとおりである。

本件記事2⑤は、一審原告が新人の秘書に対し、「明日から佐賀に行って後援会を作ってきてちょうだい」と言ったことを記述したものであり、この記事には、「事務所も大混乱の様子」という前置きの記述がある。そうすると、本件記事は、一審原告は、新人の秘書に、無茶な仕事を命ずるような非常識な人物であり、このような非常識な言動により、事務所を大混乱に陥らせているという印象を与えるものであるから、一審原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

3 本件広告文による名誉毀損について

一審原告は、保利への引退勧告を提言する発言に対して、山崎から「それでは俺にも辞めろと言うことになる。」と言われており、これは、一審原告が意図せずして山崎に引退勧告と受け取られる発言をしてしまった事実として理解することができる。本件広告文は、「派閥のドン 山拓に『引退勧告』しちゃった広津素子センセイ」というものであるが、「ちゃった」は、意図することに反する結果を招來したことの意味がある。そうすると、本件広告文の内容は、必ずしも事実と

異なるとはいえない。また、週刊誌の広告に記載される見出しあは、宣伝を目的としていることや、字数が限られることから、記事の内容に関する読者の理解を誤導しない範囲内で、ある程度の言葉の省略・要約や誇張表現をすることは、その性質上やむを得ないところがあるし、一般公衆の側も、広告がこのような性質を有することを了解してみるのが通常であると考えられるから、上記のような表現も、社会通念上相当な範囲においては許容されるものと解される。本件広告文については、控訴人が意図的に山崎に引退勧告をしたと誤解されるおそれがないとはいえない。しかし、「『引退勧告』」とかっこでくくった後に、「しゃった」と続けた本件広告文の表現や上記のとおりの広告の性質に照らせば、本件広告文の読者は、控訴人が意図的に山崎に引退勧告したわけではないことを推測することができると考えられることや、仮に、読者が上記のような誤解をしたとしても、読者が、一審原告について、相手にかかわらず率直に意見を述べることができる人物であるという印象を受けることもあり得ると考えられること等を考慮すれば、本件広告文は、上記言葉の要約・誇張として許容される範囲にあると認められる。したがって、本件広告文が名誉毀損に当たるとは認められない。

本件広告文に関する一審原告の主張は、本件記事2①と一体となる不法行為をいうものと解されるが、仮に、これが別の不法行為による損害賠償を請求するものと解するとしても、その請求は理由がなく、棄却すべきである。

4 一審原告が国会議員であったことについて

一審原告が国会議員であることによって一審原告の社会的評価の低下が変わるものではないことは、原判決の事実及び理由の第3の3に記載のとおりである。

5 本件記事1及び2の公共性及び公益目的について

本件記事1及び2が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあったことは、原判決の事実及び理由の第3の4(1)に記載のとおりである。

6 本件記事1①～⑥及び本件記事2②～⑤についての真実性ないし相当性について

(1) 本件記事1①及び④

当裁判所も、本件記事1①及び④が重要な部分について真実であったか、又は一審被告において真実と信するについて相当な理由があったものと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第3の4(2)イ、ウに記載のとおりであるので、これを引用する。

(2) 本件記事1②、③、⑤、⑥

本件記事1②、③、⑤、⑥についての藤吉の取材は次のように不十分なものであり、一審被告が真実性ないし相当性について立証したとはいえない。(アないしエにおける取材対象者は、藤吉の陳述書ないし供述(乙1、乙4、証人藤吉)による。)

ア 本件記事1②について、藤吉は、自民党の新人議員及び佐賀県の自民党関係者に取材したとする。しかし、いずれも伝聞であり、根拠のない噂話であっても、それが流布していれば、複数の取材対象者から同じ話が出ることもあるから取材としては不十分である。一審原告のホームページ(甲9、甲10)の内容も、同記事が事実であることを裏付けるものではない。

イ 本件記事1③について、藤吉は、一審原告が伊吹に対し、本件記事1④の発言をした現場にいた自民党の新人議員に取材したとする。しかし、一審原告が同発言をしたことから、直ちに一審原告がエキセントリックであるとか、周囲の人間が一審原告の質問にいつも困惑するということにはならないから、取材としては不十分である。

ウ 本件記事1⑤について、藤吉は、自民党の新人議員及び自民党の九州出身の議員に取材したとする。しかし、いずれも伝聞であり、取材としては不十分である。一審原告のホームページ(甲13ないし19)の内容も、同記事の内容が真実であることを裏付けるものではない。

エ 本件記事1⑥について、藤吉は、自民党の九州の新人議員、自民党のほかの議員、自民党本部の幹部クラスの職員に取材したとする。しかし、いずれも伝聞で

あり、取材としては不十分である。しかも、取材した内容は、一審原告が党本部で、国対副委員長用の弁当を食べたということであるのに、本件記事1⑥では、「幹事長室に行って、置いてあった牛肉弁当を勝手に食べてしまった」、一審原告に対する事実の確認書(甲39)においては「一審原告が幹事長室で幹事長の弁当を食べた」となっており、取材した内容と本件記事1⑥とは重要な点で食い違っていると認められるから、本件記事1⑥は取材に基づいて記載されたものとはいえない。

(3) 本件記事2②ないし⑤

本件記事2②ないし⑤についての赤石の取材は次のように不十分なものであり、一審被告が真実性ないし相当性について立証したとはいえない。(アないしエにおける取材対象者は、赤石の陳述書ないし供述(乙2、証人赤石)による。)

ア 本件記事2②について、赤石は、山崎派の3議員(内1名は食事会の出席者)から取材したとする。しかし、赤石の証言や陳述によても、取材した日時や取材場所等の具体的な事実が判然としない。また、赤石は、一審原告に事実を否定された(甲43)のにもかかわらず、他方当事者である野田や当該食事会に出席していた別の議員にも取材していない。また、一審原告のホームページ(甲13ないし19、甲28、甲31ないし33)の内容も、同記事の内容が事実であることを裏付けるものではない。そうすると、本件記事2②の取材は不十分である。

イ 本件記事2③について、赤石は、佐賀県を地盤とする国会議員の秘書、一審原告の地元事務所の関係者に取材したとする。しかし、いずれも伝聞である上、一審原告がいつ官邸に電話したのか、直談判した相手は誰なのかという基本的な事実についても取材で聞くことはできなかったというのであるから(証人赤石)、もともと信用できない話であり、本件記事2③の取材は不十分である。

ウ 本件記事2④について、赤石は、証人尋問において、佐賀県を地盤とする国会議員の秘書のほか、一審原告の地元事務所の関係者に取材したと供述する。しかし、本件記事2④や赤石の陳述書においては、本件記事2④について地元事務所の関係者に取材したとする事実は記載されていないことや、一審原告の地元事務所の

関係者が、一審原告を「会合に呼ばないようしている」はずもないことに照らせば、本件記事2④について、赤石が地元事務所の関係者に取材したとする点については信用することができない。ところで、赤石は、証人尋問において、前記佐賀県を地盤とする国会議員が、当時一審原告と佐賀県第3区の公認問題を巡って争っていた保利と同じ派閥の国会議員であることを否定していない。そうすると、上記秘書は、中立・公正な立場からの発言が期待できる人物であるとはいえない。それにもかかわらず、赤石は、本件記事2④については、一審原告に事実を確認していないし、他に本件記事2④が事実であることを裏付ける取材をした形跡もない。そうすると、本件記事2④の取材は不十分である。

エ 本件記事2⑤について、赤石は、佐賀県を地盤とする国会議員の秘書、一審原告の地元事務所の関係者に取材したとする。しかし、一審原告に対する事実の確認書(甲43)においては「広津事務所はこの2年間で30人以上の秘書が辞めているという証言があります。事実と相違ないでしょうか。」との記載があり、この内容は、本件記事2⑤の内容と全く一致しないから、赤石が本当に本件記事2⑤の内容について取材できていたのかどうか疑問がある。また、上記秘書は、前述のとおり中立・公正な立場にある人物であるとはいえない上、その話は伝聞であり、赤石の供述によれば、一審原告の地元事務所の関係者の話もまた伝聞であると認められる。赤石は、本件記事2⑤については、一審原告に事実を確認していないし、他に本件記事2⑤が事実であることを裏付ける取材をした形跡もない。また、前記一審原告のホームページの内容も、同記事の内容が事実であることを裏付けるものではない。そうすると、本件記事2⑤の取材は不十分である。

7. 一審原告の損害及び名誉回復のための措置の必要性について

当裁判所は、一審被告の名誉毀損行為による一審原告の損害は110万円（弁護士費用10万円を含む。）であるが、名誉回復のための措置は必要ではないと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決24頁10行目及び17行目の各「1②, ③, ⑥」をいずれも「1②, ③, ⑤, ⑥」に、「2②, ③, ④」をいずれも「2②ないし⑤」に改める
- (2) 原判決24頁21行目から22行目にかけての「余地があることに照らせば」を「余地があり、したがって、記事の意図にかかわらず、読者がそのような印象を受け、一審原告の言行を支持することもあり得るから」に改める。
- (3) 原判決25頁6行目の「30万円」を「50万円」に、同行の「3万円」を「5万円」に、11行目及び13行目の「33万円」を「55万円」にそれぞれ改める。

8 以上によれば、一審原告の控訴は、損害賠償請求に関して原審認容額の増額変更を求める部分につき一部理由があるから、その限度で原判決を変更し、一審被告の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判官 金子直史

裁判官 佐藤美穂

裁判長裁判官春日通良は、退官につき署名押印することができない。

裁判官 金子直史

これは正本である。

平成24年12月26日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 木暮

理

